3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡只見町大字石伏字後口山二八四の七八、二八四の一四四、二八四の一四五、大字只見字向山二八三二の二一、二八三二の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第三百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号　補・第4―(三)号

二　登録養成施設の名称　中央工学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　松田　正之

四　変更年月日　平成二十九年四月一日

一　登録番号　補・第7―(三)号

二　登録養成施設の名称　仙台工科専門学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　大友　康則

四　変更年月日　平成二十九年四月一日

一　登録番号　補・第11―(三)号

二　登録養成施設の名称　福岡国土建設専門学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　三角　雅則

四　変更年月日　平成二十九年四月一日

一　登録番号　士・第2―(二)号

二　登録養成施設の名称　中央工学校

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　松田　正之

四　変更年月日　平成二十九年四月一日

○国土交通省告示第三百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

両崖三号沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県足利市本城一丁目

四〇三三番　一号

四〇三一番一　二号

四〇三六番　三号及び四号

四〇四一番　五号

四〇四二番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤沢二号沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那珂川町馬頭

字天神沢　二六三二番　一号

二六四三番　二号から四号まで

二六七六番四　五号

二六七六番二　六号

二六七六番一　七号

字上郷地　一番　八号

八　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県安芸郡馬路村馬路

字金林寺山　四二七九番二　一号及び二号

字瀬戸ケ谷　三八三四番七　三号及び四号

○国土交通省告示第三百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸ケ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十七年建設省告示第二百八十四号で指定した土地及び平成八年建設省告示第三百四十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

高知県安芸郡馬路村馬路

字瀬戸ケ谷　三八三四番一

三八三四番八及び三八三四番九

三八三四番二一から三八三四番二六まで

三八三四番二八

三八三四番三〇

三八三四番三四及び三八三四番三五

三八三四番三九から三八三四番四三まで

三八三四番五四から三八三四番五六まで

三八三四番五八

三八七〇番一

字天王宮

字金林寺山　四二七八番五

ロ　次に掲げる土地に接している区間の河川敷（昭和四十七年建設省告示第二百八十四号で指定した土地及び平成八年建設省告示第三百四十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

高知県安芸郡馬路村馬路

字瀬戸ケ谷　三八三四番三七

三八三四番四二から三八三四番四四まで

三八三四番五三及び三八三四番五四

三八五五番　八　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

一　平成二十年国土交通省告示第九百二十九号に掲げる土地の区域

二　平成二十年国土交通省告示第九百六十一号に掲げる土地の区域

三　平成二十年国土交通省告示第九百六十二号に掲げる土地の区域

四　平成二十二年国土交通省告示第七百五十号に掲げる土地の区域

五　平成二十二年国土交通省告示第九百十六号に掲げる土地の区域

六　平成二十二年国土交通省告示第九百十七号に掲げる土地の区域

七　平成二十二年国土交通省告示第九百七十三号に掲げる土地の区域

八　平成二十二年国土交通省告示第千三百十七号に掲げる土地の区域

九　平成二十二年国土交通省告示第千三百十八号に掲げる土地の区域

十　平成二十三年国土交通省告示第三百七十六号に掲げる土地の区域

十一　平成二十三年国土交通省告示第三百七十八号に掲げる土地の区域

十二　平成二十三年国土交通省告示第八百四十三号に掲げる土地の区域

十三　平成二十三年国土交通省告示第九百六十八号に掲げる土地の区域

十四　平成二十五年国土交通省告示第三百七十六号に掲げる土地の区域

十五　平成二十六年国土交通省告示第四百七十八号に掲げる土地の区域

十六　平成二十八年国土交通省告示第三百十二号に掲げる土地の区域